

オペレーターサービス Plus 利用規約

オペレーターサービス Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「オペレーターサービス Plus」および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「オペレーターサービス」、の利用条件を定めるものです。オペレーターサービス Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、オペレーターサービス Plus 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. オペレーターサービス Plus 利用規約は、TC と本サービス利用者（次条にて定義します）の本サービス（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「オペレーターサービス Plus 諸規程」といいます）を定めることがあります。オペレーターサービス Plus 諸規程は、オペレーターサービス Plus 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者は、本サービスを利用する際には、オペレーターサービス Plus 利用規約に加えてオペレーターサービス Plus 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、オペレーターサービス Plus 利用規約とオペレーターサービス Plus 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、オペレーターサービス Plus 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

オペレーターサービス Plus 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のオペレーターサービス Plus 利用規約で使用する用語は、オペレーターサービス Plus 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) オペレーターサービス Plus : T-Connect のオプションサービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (2) オペレーターサービス : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (3) 本サービス : オペレーターサービス Plus およびオペレーターサービスを総称していいます。
- (4) オペレーターサービス Plus 契約者 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でオペレーターサービス Plus の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (5) オペレーターサービス Plus 利用契約 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびオペレーターサービス Plus 契約者との間で成立するオペレーターサービス Plus の利用に関する契約をいいます。
- (6) オペレーターサービス Plus 車両利用者 : オペレーターサービス Plus 契約者から利用車両におけるオペレーターサービス Plus の利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス Plus 契約者自身を含みません）。
- (7) オペレーターサービス Plus 契約者等 : オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス Plus 車両利用者を総称していいます。
- (8) オペレーターサービス利用者 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、オペレーターサービスを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (9) オペレーターサービス車両利用者 : オペレーターサービス利用者から利用車両におけるオペレーターサービスの利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス利用者自身を含みません）。
- (10) オペレーターサービス利用者等 : オペレーターサービス利用者およびオペレーターサービス車両利用者を総称

していいいます。

(11) 本サービス利用者：オペレーターサービス Plus 契約者等およびオペレーターサービス利用者等を総称していいいます。

(12) オペレーターサービス Plus 利用料：オペレーターサービス Plus の提供にかかる対価・料金をいいいます。

(13) 取次先事業者：本サービスを通じて TC が本サービス利用者のために取次ぐ先の事業者いいいます。

第3条 （オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込み）

1. オペレーターサービス Plus は、TC がオペレーターサービス Plus を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がオペレーターサービス Plus を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。オペレーターサービス Plus を利用できる車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。

第4条 （オペレーターサービスの利用）

オペレーターサービスは、TC がオペレーターサービスを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。オペレーターサービスを利用できる車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。

第5条 （サービスの内容）

1. 本サービスは、ドライブ中の情報検索のサポートやホテルの予約等を行うサービスです。詳細はこちら（https://toyota.jp/tconnectservice/service/operatorservice_plus.html）からご確認ください。
2. オペレーターサービス Plus は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス Plus 車両利用者が利用できます。ただし、予約代行は、オペレーターサービス Plus 契約者のみ利用できます。
3. オペレーターサービスは、オペレーターサービス利用者およびオペレーターサービス車両利用者が利用できます。ただし、予約代行は、オペレーターサービス契約者のみ利用できます。

第6条 （利用条件および遵守事項）

1. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたって、T-Connect の申込時に付与された ID およびパスワード、またはオペレーターサービス Plus 契約者本人およびオペレーターサービス利用者本人を特定できる情報をもって、本サービスを利用しようとする者がオペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者であることを確認できない場合には、本サービスを提供できません。ただし、本サービスを提供しないことでオペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつ本サービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. 情報通信端末にて本サービスを利用する場合、本サービスの利用にかかる通信費は本サービス利用者の負担となります。
3. 本サービスは、電話での対応に限るものとし、TC は、FAX、メールその他の手段による対応は行いません。
4. 本サービス利用者による、オペレーターの指名には対応していません。
5. 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
6. TC は、本サービス利用者による本サービスの利用が、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供をお

断りする場合があります、また、この場合において本サービス利用者が本サービスの全部または一部を利用できないことにより本サービス利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

- (1) 法令または公序良俗に違反して本サービスを利用し、あるいは利用しようとする場合
- (2) 依頼内容の趣旨から、案内に過度な時間を要することが見込まれる場合
- (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。その後の改正を含み、以下、「風俗営業法」といいます）第2条第1項第1号に定める風俗営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
- (4) 風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
- (5) 依頼内容について、その違法性が疑われる場合
- (6) 依頼内容が、過度に緊急性を要するものである場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか TC が本サービスの利用として不適切と判断した場合

第7条 （予約代行）

1. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、オペレーター経由で、第5条の予約代行サービス（飲食店、ホテル、航空券等（以下、「飲食店等」といいます）の予約代行サービス）を利用することができます。
2. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者から予約手配の申出を受けたときは、当該申出を実現するために必要な範囲で、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者に代わり、対象となる飲食店等の事業者に対して、予約代行手続きを行うことができるものとし、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者はあらかじめこれを承諾します。
3. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、前項に基づき予約代行手続きを利用する場合は、オペレーターサービス Plus 利用規約を遵守し、旅行業約款および TC が交付する書面の内容を確認するものとします。
4. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者の希望により飲食店等の事業者への予約を代理・媒介または取次ぎするものであり、当該飲食店等の事業者のサービスを提供するものではありません。
5. 予約代行先との契約は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者と飲食店等の事業者との間で直接成立するものであり、TC は当該契約の当事者とはならず、飲食店等の事業者が提供するサービスについて一切の責任を負いません。
6. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、飲食店等の事業者が提供するサービスを利用するときは、当該飲食店等の事業者が定める規定に従い利用するものとします。
7. TC は、予約成立後、飲食店等の事業者への連絡代行は行いません。オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者が飲食店等の事業者との契約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者自らが当該飲食店等の事業者に連絡するものとします。ただし、航空券予約はこの限りでなく、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者が航空券予約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者はオペレーターサービスデスクに連絡するものとします。

第8条 （旅行業法の表示）

1. 本サービスの提供にあたり、旅行業法第12条の4第2項に定める取引条件の説明書面および同法第12条の5第1項に定める契約内容を記載した書面の交付が必要となる場合、TC は、当該書面の交付に代えて、My TOYOTA (WEB) において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) および HTML 形式で掲載する方法により、当該書面に記載すべ

き情報を提供できることとし、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、これを承諾します。

2. 前項の規定にかかわらず、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、T-Connect 利用規約記載のお問い合わせ先に連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

第9条 （オペレーターサービス Plus 利用料の支払い）

オペレーターサービス Plus 契約者は、オペレーターサービス Plus 利用契約に基づき、オペレーターサービス Plus 利用料として別紙に定める金額を、TC に対して、支払うものとします。オペレーターサービス Plus 利用料の支払方法および支払期日は、オペレーターサービス Plus 利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第10条 （契約期間）

オペレーターサービス Plus 利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第11条 （免責）

1. TC は、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、本サービス利用者に対して一切の責任を負いません。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
2. TC は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス利用者がオペレーターサービスの全部または一部を利用できないことにより本サービス利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合
 - (2) 取次先事業者の故意または過失による場合

第12条 （特則）

オペレーターサービス Plus 契約者のうち本条に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびオペレーターサービス Plus 利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) オペレーターサービス Plus 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、オペレーターサービス Plus 利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、オペレーターサービス Plus 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則）2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■オペレーターサービス Plus

(1) T-Connect スタンダード

①T-Connect スタンダードの契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス Plus 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 オペレーターサービス Plus 利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス Plus 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス Plus 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス Plus 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	6,050 円／年
	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）	

②T-Connect スタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス Plus を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でオペレーターサービス Plus 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてオペレーターサービス Plus 契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	